

# 個人医療共済 緩和型医療共済

健康条件を緩和した医療共済です

入院や手術の予定のある方は加入できません。  
服薬や通院のみの方は加入できます。

## 掛金と保障内容

64歳まで新規・増口できます。65歳以降は高齢者医療共済へ。

| 加入範囲                                    | 口数  | 月掛金    | 保障内容(日額)    |               |
|-----------------------------------------|-----|--------|-------------|---------------|
|                                         |     | 65歳未満  | 入院<br>1～90日 | 安静休業<br>5～45日 |
| 組合員・配偶者、<br>同一生計の子供、<br>同居かつ同一生計<br>の親族 | 10口 | 3,000円 | 5,000円      | 2,500円        |
|                                         | 9口  | 2,700円 | 4,500円      | 2,250円        |
|                                         | 8口  | 2,400円 | 4,000円      | 2,000円        |
|                                         | 7口  | 2,100円 | 3,500円      | 1,750円        |
|                                         | 6口  | 1,800円 | 3,000円      | 1,500円        |
|                                         | 5口  | 1,500円 | 2,500円      | 1,250円        |
|                                         | 4口  | 1,200円 | 2,000円      | 1,000円        |
|                                         | 3口  | 900円   | 1,500円      | 750円          |
|                                         | 2口  | 600円   | 1,000円      | 500円          |
|                                         | 1口  | 300円   | 500円        | 250円          |

## 安心の共済制度

- 病気で通院中の方も、下の「緩和型告知事項」に該当しなければ加入できる医療共済です。
- 加入は10口まで。  
すでに入られてる医療共済があれば、合計で20口まで加入できます。
- 更新時に通常の健康告知事項に該当しなくなった場合には、医療共済に移行できます。
- 介護保険対象による給付事由は対象外となります。
- 半年以内に入院や通院、投薬がある場合は、組合役員にご相談ください。

※「安静休業」とは医師が「労務不能または家事不能等として安静加療が必要」と診断し、かつ、仕事を休業した期間をいいます。(無職の方や学生等の場合は、連続5日以上安静加療期間中の実通院日が保障の対象となります)  
連続5日以上安静休業であれば、安静休業の1日目から給付します。

※入院と安静休業の場合は、合計90日が限度となります。

※新規または増口加入より1年以内の共済事由は、給付限度日数が50%となります。(安静休業は23日)

## 緩和型 健康告知事項

いずれも発効日時点で下記に該当した場合には、契約は無効となります。

- ① 現在、病気やケガで入院中または休業中や自宅安静中である。
- ② 最近3カ月以内に、医師から入院または手術をすすめられたことがある。
- ③ 過去2年以内に、入院または手術をしたことがある。
- ④ 過去5年以内に、がん(上皮内新生物含む)で医師の治療や投薬を受けたことがある。

①～④に1つでも該当すると加入できません。故意・過失を問わず、告知内容が事実と異なる場合、契約は解除となりますのでご注意ください。